入　所　利　用　約　款
（介護老人保健施設）

医療法人財団　湖　聖　会

介護老人保健施設
キーストーン

介護老人保健施設契約書

利用者＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿様（以下「甲」という。）と事業者　医療法人財団　湖聖会（以下「乙」という。）とは、乙が運営する介護老人保健施設　キーストーン（以下「本施設」という。）の施設サービス利用に関して次のとおり契約を結びます。

（契約の目的）

第１条　乙は、介護保険法等の関係法令及びこの契約書に従い、本施設において、甲がその有する能力に応じて可能な限り自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、甲の居宅における生活への復帰を目的として施設サービスを提供し、一方、甲の身元引受人は、乙に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決める事を、本約款の目的とします。

２　乙は、施設サービス提供にあたっては、甲の要介護状態区分及び甲の被保険者証に記載された認定審査会意見に従って、甲に対してサービスを提供します。

（契約期間）

第２条　この契約書の契約期間は、利用開始日から甲の要介護認定の有効期間満了日までとします。但し、契約期間の満了日前に、甲が要介護状態区分の変更の認定を受け、要介護認定有効期間の満了日が更新された場合には、変更後の要介護認定有効期間の満了日までとします。

２　前項の契約期間の満了日の７日前までに甲から更新拒絶の意思表示がない場合は、この契約は同一の内容で自動更新されるものとし、その後もこれに準じて更新されるものとします。

３　本契約が自動更新された場合、更新後の契約期間は、更新前の契約期間の満了日の翌日から更新後の要介護認定有効期間の満了日までとします。但し、契約期間の満了日前に、甲が要介護状態区分の変更の認定を受け、要介護認定有効期間の満了日が更新された場合には、変更後の要介護認定有効期間の満了日までとします。

４　甲が乙に入所申込み書を提出したのち、甲の身元引受人に変更があった場合は、新たな身元引受人の同意を得ることとします。

（運営規程の概要）

第３条　乙の運営規程の概要（事業の目的、職員の体制、サービスの内容）、従業者の勤務の体制等は、重要事項説明書の記載通りです。

（施設サービス計画の作成・変更）

第４条　乙は、本施設の介護支援専門員に、甲のための施設サービス計画を作成する業務を担当させ、本条項に定める職務に誠意を持って遂行するよう責任を持って指導します。

２　担当介護支援専門員は、甲の心身の状況及びその有する能力、置かれている環境等の評価に基づき、甲が可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、本施設の他の従業者と協議の上、施設サービス計画案を作成し、これを甲及び身元引受人、甲の親族等に対し説明し、その同意を得るものとします。

３　施設サービス計画には、本施設で提供する施設サービスの目標、その達成時期、施設サービスの内容、施設サービスを提供するうえで留意すべき事項等を記載します。

４　乙は、次のいずれかに該当する場合には、第１条に規定する施設サービスの目的に従い、施設サービス計画の変更を行います。

①　甲の心身の状況等の変化により、当該施設サービス計画を変更する必要がある場合

②　甲が施設サービス計画の変更を希望する場合

５　乙は、前項に定める施設サービス計画の変更を行う際には、甲及び身元引受人、親族等に対し説明し、その同意を得るものとします。

（施設サービスの内容及びその提供）

第５条　乙は、前条により作成された施設サービス計画に基づき、甲に対し施設サービスを提供します。各種施設サービスの内容は、重要事項説明書の記載通りです。

２　乙は、甲に対し、前条により甲のための施設サービス計画が作成されるまでの間は、甲がその有する能力に応じて可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう配慮し、適切な介護サービスを提供します。

（身元引受人）

第６条　甲は、次の事項の要件を満たす身元引受人を立てます。但し、甲が身元引受人を立てることが出来ない相当の理由がある場合を除きます。

①　行為能力者（民法第２０条第１項に定める行為能力者を言います。以下同じ。）であること

②　弁済をする資力を有する事

２　身元引受人は、甲が本約款上乙に対して負担する一切の責務を極限額　38 万円の範囲内で、甲と連帯して支払う責任を負います。

３　身元引受人は、前項の責任の他、次の各号の責任を負います。

① 甲が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続きが円滑に進行するように協力すること。

② 入所利用が解除若しくは終了した場合の残置物の引き取り等の処置、又は甲が死亡した場合の遺体の引受けをすること。但し、遺体の引受けについては、身元引受人と別に祭祀主宰者がいる場合、乙は祭祀主宰者に引き取って頂くことが出来ます。

４ 身元引受人が第１項各号の要件を満たさない場合、又は本施設、本施設の職員若しくは他の入所者に対し、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の背信行為又は反社会的行為を行った場合、当施設は、甲及び身元引受人に対し、相当期間内にその身元引受人に代わる新たな身元引受人を求めることが出来ます。但し、第１項但書の場合はこの限りではありません。

５ 身元引受人からの請求があったときは、当施設は身元引受人に対し、当施設に対する利用料金の未払い、これに対する利息及び賠償すべき損害の有無並びにこれらに残額及び支払期が到来しているものの額に関する情報を提供します。

（甲からの解除権）

第７条 甲は、７日間以上の予告期間をもって、いつでもこの契約を解除することができます。

２ 身元引受人も前項と同様に入所利用を解除することが出来ます。但し利用者の利益に反する場合は、この限りではありません。

（乙からの解除及び入院又は入所による終了）

第８条 乙は、甲及び身元引受人に対し、次に掲げる場合は、本約款に基づく入所利用を解除することが出来ます。

① 甲が要介護認定において自立又は要支援と認定された場合。

② 当施設において定期的に実施される入所継続検討会において、退所して居宅において生活ができると判断された場合。

③ 甲の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切な介護保険施設サービスの提供を超えると判断された場合。

④ 甲及び身元引受人が、本約款に定める利用料金を２ヶ月以上滞納し、その支払いを督促したにもかかわらず、10 日以内に支払われない場合。

⑤ 甲が、当施設、当施設の職員若しくは他の入所者に対し、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合。

⑥ 第６条第４項の規定に基づき、乙が新たな身元引受人を立てることを求めたにもかかわらず、新たな身元引受人を立てない場合。但し、甲が新たな身元引受人を立てることが出来ない

相当の理由がある場合を除く。

⑦　天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により、当施設を利用させることが出来ない場合。

２　甲が病院に入院又は他の施設へ入所した場合は、本約款に基づく入所利用は終了します。

（利用料金）

第９条　甲及び身元引受人は、連帯して、乙に対し、本約款に基づく介護保険施設サービスの対価として、別紙の利用単位ごとの料金表を基に計算された月ごとの合計額及び甲が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。但し、乙は甲の経済状態等に変化があった場合、上記利用料金を変更することがあります。

２　乙は、甲、身元引受人又は甲若しくは身元引受人が指定する者に対し、前月料金の合計額の請求書及び明細書を、毎月 15 日までに発行し、所定の方法により交付する。甲及び身元引受人は、連帯して、乙に対し、当該合計額をその月の末日までに支払うものとします。

３　乙は、甲又は身元引受人から、１項に定める利用料金の支払いを受けた時は、甲、身元引受人又は甲若しくは身元引受人の指定する者に対して、領収書を所定の方法により交付します。

（記録）

第１０条　乙は、甲の介護老人保健施設サービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後５年間保管します。

２　乙は、甲が前項の記録閲覧、謄写を求めた時は、原則として、必要な実費を徴取のうえ、これに応じます。

３　乙は、身元引受人が第１項の記録閲覧、謄写を求めた時は、閲覧、謄写を必要とする事情を確認して乙は必要と認める場合に限り、必要な実費を徴取のうえ、これに応じます。但し、甲が身元引受人に対する閲覧、謄写に反対する意思を表明した場合その他利用者の利益に反する恐れがあると乙が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことが出来ます。

４　前項は、乙が身元引受人に対して連帯保証責任の履行を請求するため必要な場合は適用されません。

５　乙は、甲及び身元引受人以外の親族が第１項の記録閲覧、謄写を求めてきた時は、甲の承諾がある場合に限り、必要な実費を徴取のうえ、これに応じます。但し、利用者の利益に反する恐れがあると乙が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことが出来ます。

（身体的拘束その他の行動制限）

第１１条　乙は、甲又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、甲に対し隔離、身体的拘束、薬剤投与その他の方法により甲の行動を制限しません。

２　乙が甲に対し隔離、身体的拘束、薬剤投与その他の方法により甲の行動を制限する場合は、甲に対し事前に、行動制限の根拠、内容、見込まれる期間について十分説明します。

また、この場合乙は、事前又は事後速やかに、甲の身元引受人又は甲の親族、に対し、甲に対する行動制限の根拠、内容、見込まれる期間について十分説明します。

３　乙が甲に対し隔離、身体的拘束、薬剤投与その他の方法により甲の行動を制限した場合には、前条第３項の施設サービスの提供に関する書類に次の事項を記載します。

①　甲に対する行動制限を決定した者の氏名、行動制限の根拠、内容、見込まれる期間及び実施された期間

②　前項に基づく甲に対する説明の時期及び内容、その際のやりとりの概要

③　前項に基づく甲の身元引受人又は甲の親族に対する説明の時期及び内容、その際のやりとりの概要

（秘密の保持及び個人情報の保護）

第１２条　乙及びその従業員は、正当な理由がない限り、その業務上知り得た甲及び身元引受人又は甲若しくは身元引受人の親族に関する個人情報の利用目的を別紙のとおり定め、適切に扱います。また、正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、例外として次の事項については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行うこととします。

①　サービス提供困難時の事業所間の連携、紹介等

②　居宅介護支援事業所（地域包括支援センター）等との連携

③　甲が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知

④　甲に病状の変化が生じた場合等の主治医への連絡等

⑤　生命・身体の保護の為必要な場合（災害時においての安否確認情報を行政に提出する場合等）

２　前項に揚げる事項は、利用終了後も同様の扱いとします。

（緊急時の対応）

第１３条　乙は、甲に対し、施設医師の医学的判断により専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診療を依頼します。

２　乙は、甲に対し、当施設における介護保険施設サービスでの対

応が困難な状態、又は、専門的な医療的対応が必要と判断した場合、他の専門的機関を紹介します。

３　前２項のほか、入所利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は、甲、身元引受人又は甲若しくは身元引受人が指定する者に対し、緊急に連絡します。

（事故発生時の対応）

第１４条　サービス提供等により事故が発生した場合、乙は、甲に対し必要な措置を講じます。

２　施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。

３　前２項の他、乙は甲の身元引受人又は甲若しくは身元引受人が指定する者及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

（苦情対応）

第１５条　甲又は身元引受人又は甲の親族は提供されたサービスに苦情がある場合には、乙・市区町村又は国民健康保険団体連合会に対して、いつでも苦情を申し立てることができます。苦情対応は、重要事項説明書の記載通りです。

２　乙は、苦情対応の責任者及びその連絡先を明らかにし、乙が提供した施設サービスについて甲又は甲の身元引受人又は甲の親族から苦情の申立てがある場合は、迅速かつ誠実に必要な対応を行います。

３　乙は、甲又は甲の身元引受人は甲の親族が苦情申し立て等を行ったことを理由として何ら不利益な取扱いをすることはありません。

（損害賠償責任）

第１６条　乙は、この契約に基づくサービスの実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により利用者に生じた損害について賠償する責任を負います。ただし、甲側に故意又は過失が認められる場合には、甲の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、損害賠償責任を減じることができるものとします。

２　乙は、前項の損害賠償責任を、契約している損害賠償責任保険内において速やかに履行します。

（損害賠償がなされない場合）

第１７条　乙は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

２　甲（その家族、身元引受人も含む）が、契約締結の際に、その心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行なったことにもっぱら起因して損害が発生した場合。

３　甲（その家族、身元引受人も含む）が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行なったことにもっぱら起因して損害が発生した場合。

４　甲の急激な体調の変化等、乙の実施したサービスを原因としない事由にもっぱら起因して損害が発生した場合。

５　甲が、乙もしくはサービス事業者の指示等に反して行なった行為にもっぱら起因して損害が発生した場合。

（具体的には事業者もしくはサービス事業者が適正な介護サービスを行なっていたにも拘らず、甲が指示・依頼に従わず、自らの行動が起因する転倒・転落・外傷・その他の損害については、状況確認をし甲の自己責任となります）

（事業者の責任によらない事由によりサービスの実施不能）

第１８条　乙は、契約の有効期間中、地震・水害等の天災その他自己の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施が出来なくなった場合には、甲に対して当該サービスを提供すべき義務を負いません。

（合意管轄）

第１９条　この契約に起因する紛争に関して訴訟の必要が生じたときは、乙の事業所又は乙の本店所在地を管轄する裁判所をもって管轄裁判所とすることに合意します。

（協議事項）

第２０条　この契約に定めのない事項については、介護保険法等の関係法令に従い、甲又は身元引受人と乙が誠意をもって協議して定める事とします。

介護老人保健施設重要事項説明書

＜令和　7年　7月　16日現在＞

1　事業者（法人）の概要

名称・法人種別	医療法人財団　湖聖会
代　表　者　名	理事長　　湖山　泰成
所在地・連絡先	（住所）静岡県富士市五貫島175 （電話）０５４５―６５―２０００

2　事業所（ご利用施設）の概要

施設の名称	介護老人保健施設　キーストーン
所在地・連絡先	（住所）東京都江東区亀戸三丁目36番１号 （電話）０３－３６３７－２１２１ （FAX）０３－３６３７－２００２
事業所番号	1350880017
施設長の氏名	平泉　泰自

３　施設の目的及び運営方針

（１）施設の目的

介護老人保健施設は、看護・医学的管理の下での介護や機能訓練とその他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保険施設サービスを提供することで、利用者のその有する能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、１日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援すること。また、利用者の方が居宅での生活を１日でも長く継続できるよう、短期入所療養介護や通所リハビリテーションといったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

この目的に沿って、当施設では以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用下さい。

（２）運営方針

①この施設を利用するすべての高齢者の心身の活性化と自立の支援

②寝たきり高齢者の心を癒す手厚い看護と介護

③認知症老人の特性を重視した看護と介護

④自立心の高揚と生活復帰を目指したリハビリテーション

⑤家庭的な療養環境の保持

⑥在宅保健福祉サービスの積極的な支援

⑦退所者及びその家族との継続的な交流とサービスの提供

⑧地域交流センターとしての施設づくり

⑨行政・他施設・居宅介護支援事業所との広範な連携

4　施設の概要

（1）構造等

敷　　地		2，100．00㎡
建　物	構　　造	鉄筋コンクリート造
	延べ床面積	5,936.90㎡
	利用定員	100名

（2）療養室

療養室の種類	室　数	面積 （一人あたりの面積）	備　考
一人部屋	100	14.50～15.65㎡ （14.50～15.65㎡）	ナースコール・ベット・洗面所・収納を設置

（3）主な設備

設　備	室　数	面積 （一人あたりの面積）	備　考
共同生活室	10	688.55㎡ （6.88㎡）	
機能訓練室	1	119.95㎡ （1.20㎡）	
一般浴室	11	86.15㎡	
機械浴室	2	32.45㎡	
談話室	10	191.90㎡	
ﾚｸﾘｴｰｼｮﾝﾙｰﾑ	3	105.24㎡	
診療室	1	28.55㎡	
トイレ （車椅子対応）	30	97.75㎡	ブザー、常夜灯を設置

５　施設の職員体制（入所・短期入所・介護予防短期入所）

従業者の職種	従業者の員数	職務の内容
管理者	１．００以上 （医師と兼務）	介護老人保健施設に携わる従業者の管理・指導を行う。
医　師	１．００以上 （管理者、通所と兼務）	利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う
薬剤師	０．３０以上	調剤・医薬品管理及び服薬指導を行う。
看護職員	１０．００以上	医師の指示に基づき服薬・検温・血圧測定等の医療行為を行なうほか、利用者の施設サービス計画・短期入所療養介護計画・介護予防短期入所療養介護計画に基づく看護を行う。
介護職員	２４．００以上	入所サービス利用者・短期入所療養介護利用者及び介護予防短期入所療養介護利用者の施設サービス計画短期入所療養介護計画・介護予防短期入所療養介護計画に基づく介護を行う。
支援相談員	１．００以上	利用者及びその家族からの相談に適切に応じるとともに、市町村・他事業所との連携をはかるほか、ボランティアの指導を行う。
理学療法士 作業療法士 言語聴覚士	１．００以上	入所サービス利用者・短期入所療養介護利用者及び介護予防短期入所療養介護利用者のリハビリテーションプログラムを作成し、機能訓練の実施及び指導を行う。
管理栄養士	１．００以上 （通所と兼務）	献立の作成・栄養指導・嗜好調査及び残食調査等利用者の食事管理を行う。
介護支援専門員	１．００以上	利用者の心身の状況及びその有する能力・置かれている環境等に基づき可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう施設サービス計画の作成を行う。
事務員等 その他の従業者	１．００以上	施設運営・管理に係る事務処理等を行う。

６　職員の勤務体制

従業者の職種	勤務体制	休暇
施設長	正規の勤務時間帯 （　８：３０～１７：３０） 常勤で勤務	土・日・祝日
医　師	正規の勤務時間帯 （　８：３０～１７：３０） 常勤で勤務	土・日・祝日
薬剤師	週５日　１日７時間 非常勤で勤務	
看護職員 介護職員	正規の勤務時間帯 （　７：００～１６：００） （　８：３０～１７：３０） （１１：００～２０：００） （１７：００～　９：００） 常勤・非常勤で勤務	年間１１６日
支援相談員	正規の勤務時間帯 （　８：３０～１７：３０） 常勤で勤務	年間１１６日
理学療法士 作業療法士 言語聴覚士	正規の勤務時間帯 （　８：３０～１７：３０） 常勤で勤務	年間１１６日
管理栄養士	正規の勤務時間帯 （　８：３０～１７：３０） 常勤で勤務	年間１１６日
介護支援 専門員	正規の勤務時間帯 （　８：３０～１７：３０） 常勤で勤務	年間１１６日
事務員等	正規の勤務時間帯 （　８：３０～１７：３０） 常勤で勤務	年間１１６日

７　施設サービスの内容と費用（介護保険給付対象サービス）

ア　サービス内容

種　　類	内　　容
食　　事	（食事時間） 朝食　　７：３０～ 昼食　１２：００～ 夕食　１８：００～ 管理栄養士の立てる献立表により、栄養と利用者の身体状況に配慮した食事を提供します
医療・看護	医師により診察を行います。 ただし、当施設では行えない処置（透析等）や手術、その他病状が著しく変化した場合の医療については他の医療機関での治療となります。
機 能 訓 練	理学療法士・作業療法士等により利用者の状況に適した機能訓練を行い、身体機能の低下を防止するよう努めます。
入　　浴	週２回の入浴又は清拭を行います。 寝たきり等で座位のとれない方の入浴も可能です。
排　　泄	利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うと共に、排泄の自立についても適切な援助を行います。
離床、着替え、整容等	寝たきり防止のため、出来る限り離床に配慮します。 生活のリズムを考え、着替えを行うよう配慮します。 個人としての尊厳に配慮し、適切な整容が行われるよう援助をします。 シーツ交換は週１回実施します。
レクリエーション等	当施設では、次のような娯楽設備を整えております。 将棋・囲碁・カラオケセット等
相談及び援助	入所者とその家族からのご相談に応じます。

イ　費　用

介護保険の適用がある場合、原則として料金表の利用料金がご利用者様の負担額（負担割合証による）となります。

介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、介護保険給付が行われない場合があります。その場合、全額自費負担（10 割負担）の利用料をお支払いいただく事となります。利用料のお支払いと引き換えに領収証を発行します。領収証は、後に利用料の償還払いを受けるときに必要となります。

ウ　料金表

〇施設サービス費(１日につき・共通の利用料)【区分:ユニット型個室】

別紙「介護老人保健施設　キーストーン」入所者料金表、基本料金表欄のとおり

〇加算(ご利用者様の状況・要望に応じて加算する利用料)並びに介護保険給付対象外サービス(１日につき)

別紙「介護老人保健施設　キーストーン」入所者料金表、加算利用料欄のとおり

８　利用料等のお支払方法

毎月１５日までに前月分の請求書を郵送又は利用者及びその家族にご連絡いたします。お支払いいただきますと領収証を発行いたします。

お支払いは、振込または口座引落にてお支払い下さい。

９　サービス内容に関する苦情等相談窓口

当施設お客様相談窓口	受付担当者　清水　敬（しみず　たかし） 受付時間　　８：３０～１７：３０ 電　話（０３－３６３７－２１２１） 面　接（当施設１階相談室） 苦情箱（１階ホール）

【手順】

①苦情受付

・苦情受付担当者は苦情を随時受け付ける。
・苦情受付担当者は苦情解決責任者である事務長へ報告する。

②苦情受付に際し、次の事項を苦情報告書に記載し、その内容について苦情申出人に報告する。

・苦情内容
・苦情申出人の希望等
・介護保険課等への報告の要否
・苦情申出人と苦情解決責任者の話し合いへの介護保険課等の助言・立会いの要否

③苦情解決に向けての話し合い

・苦情解決責任者は、苦情申出人との話し合いによる解決に努める。

④苦情解決結果の報告

・苦情解決責任者は、苦情申立人に改善を約束した事項について苦情申立人及び担当介護支援専門員に対して決定事項とその経過について報告する。

【上記以外の苦情受付機関】

◎東京都福祉保健局 高齢社会対策部 介護保険課
東京都新宿区西新宿２－８－１
電　話：０３－５３２０－４５９７

◎東京都国民健康保険団体連合会 介護保険部 相談指導課
東京都千代田区飯田橋３－５－１
電　話：０３－６２３８－０１７７

◎江東区役所 介護保険課 介護サービス利用相談
東京都江東区東陽 4-11-28
電　話：０３－３６４７－９０９９

１０　緊急時の対応

配置の医師及び看護職員に常に利用者の健康状態に注意させ、必要に応じて適切な診療・指導を行うよう誠意を持って指導します。

利用者に病状の急変が生じた場合等により、自ら必要な医療を提供することが困難であると認めたときは、他の医師の診察を求める等診療について適切な対応を講じます。

１１　秘密保持の対策

正当な理由がない限り、その業務上知り得た利用者及び身元引受人又は家族の秘密を漏らしません。

利用者への看護・介護サービス等提供時において、利用者及び身元引受人、又は利用者の家族に関する個人情報を用いる必要がある場合には、利用者及び身元引受人又は利用者家族に使用目的等を説明し同意を得なければ、使用することはありません。〈別紙-1〉

介護保険サービスの質の向上のため、学会・研究会等で事例研究発表等をする場合、利用者を特定できないように仮名等を使用することを厳守します。

本条に掲げる事項は、利用終了後も同様の扱いとします。

１２　事故発生時の対応及び賠償責任

施設サービスの提供にあたって、事故が発生した場合には、速やかに市区町村及び利用者の身元引受人及び家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

事故により利用者に損害が発生した場合は、速やかにその損害を賠償します。ただし、当施設に故意又は過失がない場合はこの限りではありません。

当該事故発生につき利用者に重過失がある場合は、損害賠償の額を減額することができます。

【手順】

①事故発見者は、利用者の安全を確認し看護師を呼ぶ。

②看護師は、次の事項を確認する。

- 外傷の有無　　・痛みの有無
- 部位の確認　　・バイタルサインの測定
- 事故の状況観察

③外傷・骨折等の疑いの無い場合は、安静にし、経過観察を行う。
相談員（必要に応じて看護師）よりご家族等に状況及び対応を

報告する。

④外傷・骨折等の疑いの有る場合は、施設長（医師）に報告する。
医師の指示を確認し実施する。

⑤外来受診が必要な場合、施設車両を手配（重症の場合は救急車および施設車両調整困難な場合は介護タクシー）
すると同時に、受診先病院への連絡を行う。相談員（必要に応じて看護師）よりご家族等に状況及び対応を報告する。

１３　非常災害時の対策

<table>
<tr><td>非常時の対応</td><td colspan="4">別途定める「介護老人保健施設キーストーン消防計画」にのっとり対応を行います。</td></tr>
<tr><td rowspan="8">避難訓練及び
防災設備</td><td colspan="4">別途定める「介護老人保健施設キーストーン消防計画」にのっとり年２回夜間及び昼間を想定した避難訓練を、入所者の方も参加して行います。</td></tr>
<tr><td>設備名称</td><td>個数等</td><td>設備名称</td><td>個数等</td></tr>
<tr><td>スプリンクラー</td><td>あり</td><td>防火扉・
シャッター</td><td>なし</td></tr>
<tr><td>避難階段</td><td>あり</td><td>屋内消火栓</td><td>あり</td></tr>
<tr><td>自動火災報知機</td><td>あり</td><td>ガス漏れ
探知機</td><td>あり</td></tr>
<tr><td>誘導灯</td><td>あり</td><td>消火器</td><td>あり</td></tr>
<tr><td>消火栓</td><td>あり</td><td>排煙設備</td><td>あり</td></tr>
<tr><td colspan="4">カーテン、布団等は防炎性能のあるものを使用しています。</td></tr>
<tr><td>消防計画等</td><td colspan="4">事業所管理者とは別に定めます。</td></tr>
</table>

１４　協力医療機関等

令和７年４月16日現在

医療機関	病院名及び所在地	社会医療法人社団　順江会　江東病院 東京都江東区大島６－８－５
	電話番号	０３－３６８５－２１６６
	診療科	内科・循環器内科・呼吸器内科・膠原病・リウマチ科・脳神経内科・脳神経外科・消化器内科・腎高血圧内科・糖尿病内科・血液浄化センター・小児科・外科・整形外科・婦人科・眼科・耳鼻咽喉科・皮膚科・泌尿器科・メンタルクリニック・美容皮膚科
	入院設備	ベッド数３１５床
	病院名及び所在地	医療法人社団　愛育会　協和メディカルクリニック 東京都江東区北砂 2-15-40
	電話番号	０３－３６４８－４１３１
	診療科	内科・消化器科・整形外科・泌尿器科・循環器内科・小児科
	病院名及び所在地	医療法人社団　仁寿会　中村病院 東京都墨田区八広２－１－１
	電話番号	０３－３６１２－７１３１
	診療科	外科・整形外科・神経内科・内科・循環器科・胃腸科・脳神経外科・皮膚科・泌尿器科・麻酔科・リハビリテーション科　・肛門科
	入院設備	ベッド数１３０床
	病院名及び所在地	医療法人財団　寿康会　寿康会病院 東京都江東区北砂２－１－２２
	電話番号	０３－３６４５－９１５１
	診療科	内科・外科・消化器科・循環器科・整形外科・小児科・呼吸器科・心療内科・皮膚科・リハビリ整形/内科・脳外科・リハビリ科・循環器内科・糖尿病科
	入院設備	ベッド数４９床
協力歯科	病院名及び所在地	医療法人社団　高輪会 東京都港区高輪２－２１－４０
	電話番号	０３－５４４７－２８７１
	病院名及び所在地	小泉歯科医院 東京都江東区亀戸 1-29-12
	電話番号	０３－３６８１－９１７２

１５　施設の利用にあたっての留意事項

来訪・面会	面会時間　８：３０～２０：００ 正面受付に設置しております、面会記録に必要事項をご記入下さい。
外出・外泊	外出・外泊の際には、必ず行く先と帰宅日時を前もって届出をし、施設長の許可が必要になります。
居室・設備・器具の利用	施設内の居室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。 これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただく場合があります。
迷惑行為等	騒音等他の入所者の迷惑になる行為はご遠慮ください。 また、むやみに他の入所者の居室等に立ち入らないでください。
所持金品の管理	高額・高価格の金品の持ち込みは原則お断りいたします。その他の所持金品は、自己の責任で管理してください。
宗教活動・政治活動	施設内で他の入所者等に対する執拗な宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。
動物飼育	施設内へのペットの持ち込み及び飼育は原則お断りします。
外泊時等の施設外での受診	やむを得ず受診が必要な場合は、治療計画等に支障をきたす恐れがありますので、必ず事前に職員にご相談下さい。

１６　提供するサービスの第三者評価の実施状況について

実施の有無	有
実施した直近の年月日	令和　６年　12月　11日
実施した評価機関の名称	経営創研株式会社
評価結果の開示状況	WAM　NET とうきょう福祉ナビゲーション

以上契約書及び重要事項説明書に関する説明について、担当者より説明を受け、充分に理解のうえ同意し、この契約の成立を証するため本証２通を作成し、甲乙各署名押印して１通ずつを保有します。

年　　月　　日

利用者（甲）　　住所

氏名　　印

代筆者　　続柄（　　）

代筆理由：　□手が不自由　□認知症　□その他

身元引受人　　住所

氏名　　印　続柄（　　）

事業者（乙）　　住所　静岡県富士市五貫島 175

事業者　医療法人財団　湖聖会

事業所　介護老人保健施設　キーストーン

（事業所番号）　（１３５０８８００１７）

代表者名　理事長　　湖山　泰成

説明者　　氏名　　印